

平成 2 7 年 度

教育委員会定例会（4月）議事録

四條畷市教育委員会事務局

教育委員会定例会

1 平成27年4月22日 午前10時00分四條畷市役所本館3階委員会室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

委員	長	山本博資
職務代理	員	大村民子
委員	員	三牧てる子
委員	員	田伏羲孝
教育	長	藤岡巧一

3 事務局出席者

教育部長	坂田慶一	健康福祉部次長兼 子ども室長	森田一
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口文敏	子ども政策課長	藤岡靖幸
教育総務課長	阪本律子	学校給食センター 所長兼主任	林雅弘
学校教育課長	芝田孝人	図書館長	永野国広
教育部上席主幹	上井大介	教育部上席主幹兼 公民館長兼主任	安部一朗
教育部上席主幹	河上弘子	教育環境整備室 上席主幹兼主任	谷口隆史
地域教育課長	杉本一也	教育総務課主任	櫻井康弘

4 議事録作成者

教育総務課主任 櫻井 康弘

5 付議案件

議案 第5号	四條畷市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第6号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について
議案 第7号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員委嘱について
議案 第8号	請願書について
報告 第14号	教育振興ビジョンの改訂について
報告 第15号	社会教育事業の主な取組について

山本委員長	<p>只今から4月の教育委員会定例会を開催します。</p> <p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、田伏委員にお願いいたします。</p>
田伏委員	はい、わかりました。
山本委員長	それでは議事に入ります。
山本委員長	議案第5号 四條畷市幼稚園規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
山本委員長	事務局から本件の内容説明を願います。
藤岡子ども政策課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、藤岡子ども政策課長どうぞ。
藤岡子ども政策課長	<p>議案第5号 四條畷市幼稚園規則の一部を改正する規則の制定についてを説明させていただきます。議案第5号をご覧ください。この議案は子ども・子育て支援法の制定に伴い、四條畷市議会3月議会に提出しました四條畷市立幼稚園条例の一部改正が可決されたことにより、保育料の算定に関し規則に委任した事項の規定を設けるほか、所要の改正を行う必要がありますので、本案を提出します。</p> <p>次ページの四條畷市立幼稚園規則の一部改正の概要については、四條畷市立幼稚園規則の一部を改正する規則新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。</p> <p>今回、新たに第8条の2を設け、次の2項を加えます。第8条の2は、保育料の算定に係る市町村民税の所得割等についてです。保育料は毎年9月に更新し、算定します。第8条の2の第2項では、四條畷市立幼稚園条例別表第1の市町村民税の所得割とはその年の9月1日の属する年度分のものをいうという文言を加えました。又、第3項として、市町村民税の所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない、という文言を加えました。</p>

次の第8条の3では、条例別表第1の備考2の規則で定める施設に通う者を(1)～(8)で規定しています。第9条は、新制度では入園料がなくなり、納入日を保育所の保育料と合わせ毎月末日とする改定を行います。

次のページをご覧ください。これまで第8条の4で、園児が月の途中で入園、退園、休園した場合は、その月分の保育料の全額を納入しなければならないとしていましたが、保育所の保育料と合わせ日割り計算としました。第10条についても入園料という文言を削りました。又、幼稚園就園奨励費補助金が廃止されることに伴い第2号を削り、第3号を第2号に繰り上げました。第17条は第1項中の四條畷市立幼稚園条例を条例に改め、第26条は第9号の改正に伴う修正及び文言修正を行いました。

最後に四條畷市立幼稚園規則の一部を改正する規則の附則をご覧ください。この規則は公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡って適用されます。なお、本規則案につきましては条例改正と合わせ改正するところではありましたが、国からの情報が確定することが遅れたこともあり、平成27年4月に入ってからの起案となりました。この点についてはご理解を賜りますよう、よろしく申し上げます。以上、簡単ではございますが、議案第5号の内容説明とさせていただきます。

山本委員長

はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声)

山本委員長

議案第5号 四條畷市幼稚園規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

山本委員長

異議がないようですので、議案第5号については原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問についてを議題とします。

事務局から本件の内容説明を願います。

上井教育部上席主幹

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長	はい、上井教育部上席主幹どうぞ。
上井教育部上席主幹	<p>議案第6号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について、平成28年度使用四條畷市立中学校の教科書を採択するにあたり、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第2条の規定により、四條畷市立学校教科用図書選定委員会に意見を求めるものです。</p> <p>提案理由は、平成28年度に本市児童に供すべき中学校教科書の選定を慎重且つ公正に行うにあたり、市教育委員会として、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第2条に基づき四條畷市立学校教科用図書選定委員会に対し意見を求めることを提案しました。</p> <p>次ページの教科書採択方式概念図をご覧ください。採択の流れについては変更はございません。この中で、4月に文部科学省から通知がありましたので、その一部を紹介させていただきます。教科書の調査研究については、必要な専門性を有し公正・公平に教科書の調査研究を行なうことができる調査員を選任し、各教科ごとに適切な体制の充実に図るとともに、調査員等が作成する資料については、教育委員会やその他の知見者に資するよう努めるものとします。公正、公平に教科書の採択を行うようにと、文部科学省から通知がありましたので、紹介させていただきました。次ページには、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例を載せています。この条例に則り、教科書採択を進めて参ります。その次のページには、四條畷市立学校教科用図書選定委員会規則を載せています。この規則にも則り、教科書採択を進めて参ります。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。
大村職務代理	委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、大村職務代理どうぞ。
大村職務代理	<p>新聞等の報道で、調査員が教科書を絞り込み、教育委員会が慣例的に教科書採択を行っているとの報道がありましたが、四條畷市教育委員会のメンバーは専門的ではないにしろ、かなりの時間を費やして教科書の内容に目を通してきました。一般的に、調査員が提出してきたものに対して教育委員会が教科書採択を行っているという、教育委員会に対する誤解報道に憤りを感じています。</p>

山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。他に何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>議案第6号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
山本委員長	<p>異議がないようですので、議案第6号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
山本委員長	<p>次に、議案第7号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員委嘱についてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
上井教育部上席主幹	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、上井教育部上席主幹どうぞ。</p>
上井教育部上席主幹	<p>議案第7号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員委嘱について、平成28年度使用四條畷市立中学校の教科書を採択するにあたり、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第4条の規定により、四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員を別紙のとおり委嘱するものです。</p> <p>提案理由は、平成28年度に本市児童に供すべき中学校教科書の選定を慎重且つ公正に行うにあたり、市教育委員会として、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第4条の規定に基づき四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員の委嘱をしたく、本案を提案しました。</p> <p>次のページの平成27年度 四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員名簿をご覧ください。(3) 市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者が空欄となっております。先般、第1回PTA会議において決定したとは聞いておりますが、正式な決定ではないので、決定次第、改めてご報告します。(1) 市立学校の校長及び教頭としては、四條畷西中学校の竹村校長、四條畷中学校の永江教頭、(2) 教育委員会事務局の職員としては、芝田学校教育課長、教育部上席主幹の私が担当させていただきます。</p>

山本委員長	<p>はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
山本委員長	<p>議案第7号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員委嘱については、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
山本委員長	<p>異議がないようですので、議案第7号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
山本委員長	<p>次に、議案第8号 請願書ついてを議題とします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長どうぞ。</p>
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	<p>議案第8号 請願書について、次のとおり請願書が提出されたことにつき、四條畷市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、採択又は不採択を求めるものです。</p> <p>提案理由は、四條畷市教育環境整備計画について、畷のまちづくりを考える会 市場 理江氏から四條畷市教育委員会に対して請願書が提出されましたので、本案を提案しました。</p> <p>次のページをご覧ください。請願書の表題でございます。四條畷市教育環境整備計画の決定を撤回されるよう請願いたしますというものです。なお、文面中にもございますが、3月26日午前9時30分に教育長に対しての「今回の審議会の答申をもって学校統廃合の決定しないように求める請願」を一旦受理させていただきました。今回の請願は表題からもわかるように、四條畷市教育環境整備計画の決定後では、3月に提出した請願の効力は失っていますので、再度、提出されたものとして取り扱っております。よろしくお願いいたします。</p>

内容についてです。事前に議案書として発送させていただいておりますので、詳しくご説明することはありませんが、要点や必要な箇所を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。上から2行目です。この請願は、下記の通り、①教育に関する権利主体である住民の訴えに耳を傾けず、行政の恩恵を受けるだけの主体と扱う周知方法や一方的説明が憲法の保障する適正手続きとは言えないこと、②学校適正配置審議会の答申文には法の精神の逸脱、諮問されながら審議の前提として審議しなかった事項について、適当とか妥当などという作文がなされていること、③住民の意見を封殺するための道具として審議会を用いるのは、市民への背信行為であること、従って①②③を基礎とする四條畷市教育環境整備計画の決定には、手続き上到底容認できない重大な瑕疵があるので撤回されるよう請願するものです。その理由が下記以降に示してありますが、表題のみ紹介させていただきます。3ページの1. 適正配置審議は、適正配置の方針（諮問事項2）について審議していません。9ページの2. 適正な学校規模の標準（諮問事項1）を理由に、住民の教育に係る権利を侵害することは許されません。13ページの3. 住民が、子どもたちのひとしく教育を受ける権利、親がその保護する子女に対して普通教育を受けさせる義務を果たす条件を整えることを求める権利の主体であることを前提とする適正な手続きが取られていません。18ページの4. すべて白紙に戻し、一からやり直しをとという主張です。19ページの中段から読み上げさせていただきます。以上のとおり、学校適正配置審議会の答申を根拠に学校統廃合を決めた教育委員会の決定には、手続き上重大な瑕疵があるので、教育委員会に於かれましては、市長部局から独立した機関として憲法に託された価値を守る任務を担うため、四條畷市教育環境整備計画に係る決定を撤回又は取り消して頂きますよう請願いたします。その上で、審議もないのに審議したかのごとく公文書として作成された学校適正配置審議会の答申文の無効を確認し、諮問事項を再検討したうえで、学校適正配置審議会が住民の教育に関する権利を擁護する任務を負うことを徹底すると共に、住民から出された意見・代替案に耳を傾け慎重な審議を行うよう指示して、審議のやり直しを求められることを合わせて請願いたします。なお、この適正な審議に基づく学校適正配置の答申を得て、これを踏まえた教育環境整備計画案が作成されたときには、「子どもたちのひとしく教育を受ける権利、親がその保護する子女に対して普通教育を受けさせる義務を果たす条件を整えることを求める権利」を守る機関として、教育環境整備計画案を学校ごとに保護者、教員など利害関係者に説明し、丁寧にその意見を吸い上げた上で、成案にまとめて頂きますよう合わせてお願い致します。以上、説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

山本委員長	はい、ありがとうございます。今、説明がありましたように請願書が提出されましたので、これについて審議したいと思います。請願内容が多岐にわたっていますので、全体を通して何かご質問等はございませんか。
三牧委員	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、三牧委員どうぞ。
三牧委員	委員会に対しての請願とはどういうものなのか、又、それに対して審議し採択、不採択するということを、詳しく説明していただきたいです。
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長どうぞ。
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	これは四條畷市教育委員会会議規則の条項に則り、第13条では、委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、要旨、提出年月日、請願者又は陳情者の住所、氏名を記載した文書に各自署名捺印のうえ、これを委員会に提出しなければならないと定められています。今回、その要件を満たしている文書が教育委員会に提出されました。そのことから、受理か不受理かにつきましては受理させていただきました。要件や体裁を整えているからです。第13条の3項に採択又は不採択の結果は、その理由等を付して当該提出者に通知しなければならないと定められていますので、採択又は不採択、白紙に戻す、答申の内容が間違っているかをこの場でご審議頂くこととなります。
山本委員長	はい、ありがとうございます。私の方から1件あります。前段の文書を読むと色々書かれていますが、論の中心となっているのは、審議会への進め方の疑義及び審議会答申が作文であることだと思います。このあたりについては、前段は審議会の会長が独断的な会議運営を指揮したと読めるような文章になっています。その後の後段では、答申については審議していない、作文であるという、この2点が問題となっています。このことについて、事務局としては、特に作文等ということに対してどのようにお考えですか。
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長どうぞ。

西口教育部次長兼教育
環境整備室長兼課長

今回の審議会につきましては、1月から3月にかけて計4回、もともとの計画では3回の審議で答申を頂くスケジュールでスタートさせました。第1回目の会議では、審議会の立場や位置づけ、役割、そういったものを、全員参加もとに一定の考え方をまとめられたと、われわれは理解しています。審議会という合議体の中で諮問事項の1番から5番までの5つ審議がございました。その前提を基に進められたものにつきましては、逐一、会長でおさえただき、合議体の中で審議が成立したものと考えています。従って、その内容を取りまとめた答申が作文であるという表現をされたことについては、心外であると思っています。

山本委員長

はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。
ご意見等があればお聞かせください。

藤岡教育長

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長

はい、藤岡教育長どうぞ。

藤岡教育長

この請願書の中にまとめられている文言を私自身も読みさせていただいていますが、冒頭にこの請願書が提出された経過が書かれています。3月26日の朝に私宛に提出したものが受理されたのに諮られなかった。その後段で憲法の事が書かれていて、私の事だと思いますが、“教育長によってその事が無視されたことに等しいと言わざるを得ません”というくだりです。もう1点は私自身に対する表現の部分、それから先ほど委員長もおっしゃりましたが、学校適正配置審議会の審議経過に関する記述部分です。これについては、私自身の受けとめ方や感想として申し上げますが、限りなく誹謗中傷に近い内容であると、私自身は受けとめました。自分自身に対することはともかく、それも限りなく不本意ですが、適正配置審議会の審議経過に対するこういった記述内容は、幅広く審議をして頂くために、市民の代表にも公式にお入りいただき、互選された会長のもとで4回審議をした公開の場で、審議に尽して頂いた審議委員さんの立場にたっても、その審議会での審議経過は事実としてわれわれも共有していますので、こういった記述をされるということは、限りなく学校適正配置審議会に対する誹謗中傷であると、会長ご自身も不本意な指摘であると思われると思います。そういったことを根拠に今回記述されていますが、自分に関する事が書かれており、3月26日の請願書は受理されたことになっています。ここを法的に出来ることなら明確にしたいと思いますが、事実が時間とともに経過し、今回の請願書が提出されましたので、あえてそこを遡ってほりかえすべきではないという前提ですが、このようなくだりがこの書面に書かれていますので、私自身の思いとして、不本意であるとして申し上げたことをコメントに代えたいと思います。

藤岡教育長	<p>後、その点について補足説明させていただきます。教育委員会として、このテーブルで過去2年間にわたり、平成25年度からは、平成24年度までの議論を踏まえて議論をさせていただきました。そして、学校適正配置審議会へ諮問すべき内容を審議するこのテーブルにおいて、教育環境整備計画(案)の中身について重ねて内容を確認し、その諮問内容について学校適正配置審議会から答申を得たという、一定の法的な手順を踏んでいます。もう一つは、法的な事ではないのですが、この請願書の申出人の方も含め、その前段で、学校適正配置審議会の内容を含むまちづくり意見交換会と報告会を長期にわたり回数を重ねてきましたが、その中で意見を何度も何度も発言されています。それをお聞きし、市当局でも責任のある幹部職員が説明しお答えする経過の中で、この請願書が提出されましたので、内容的にも私が無視しているという指摘は、全く当たらないということを確認し、先ほどの意見に付け加えたいと思います。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。他にご意見等はございますか。
田伏委員	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、田伏委員どうぞ。
田伏委員	<p>全体を通して何度か見させて頂きましたが、かなり認識の違いが私どもからしても見受けられます。先ほど教育長もおっしゃった通り、平成24年度以前の庁内検討委員会から第1回目の審議会、その答申を得て市民会議、審議会の諮問、審議課程をへて自治会全てを巻き込んだ行動を全く認識されていないような請願を読ませて頂いたので、到底、この請願を採択できるようなものではないと感じました。</p>
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長どうぞ。
西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	<p>順番が前後しますが、情報提供です。本日、机上に文書を配布させていただきました、第4回学校適正配置審議会の議事録の内容について(請願参考資料)、睨のまちづくりを考える会の代表の市場理江さんから提供がございましたので、お知らせいたします。</p>
山本委員長	はい、ありがとうございます。他にご意見等はございますか。

山本委員長

私も全文を読ませて頂いて、先ほども申し上げましたが、審議会の答申の内容について、審議会の会議の経緯について、すごく一面的、断片的に取り上げられていることが結構あり、それは事実と違うのではないかと感じる部分があります。その前に、審議会の委員の発言をとらえ、こういう形の文章を請願に使うことについて、ある意味、審議会の委員としては当然かと思いますが、逆に、私が審議会の委員であれば、発言を捉えられたことに対し、自分が言っていることが伝わっていない気がします。具体的にはたくさんあります。2ページの学校の配置は～「市長部局が検討すべきこと」ではありません」と書かれていますが、これは、堀内委員のまちづくり意見交換会での市長部局との連携の話であったと思いますが、ここではそのようにとらえられていない。「学校配置は教育委員会の権限に属していますが」、これは審議会の会長自身もこういった事は言っていない、一面的な誤解ではないかと思えます。実際、学校配置については、先ほど教育長もおっしゃっていましたが、教育委員会で長い間にわたり討議をし、この原案を作ってきたという経緯がありますので、その辺りについては相当な誤解があります。審議会の審議については、方針の是非についてすごく問われていましたが、この方針の決定は、われわれ教育委員会が決定しており、教育委員会から問題に関し審議会へ審議していますので、審議会自身が、教育委員会で審議した以上の事を決定するといった権限は持っていないので、これについても非常に誤解があると感じました。こういうことを言っていくと、読んだ限りでは3ページの下あたり、まちづくり意見交換会の意見を書かれています。「まちづくり意見交換会は賛成か反対かの賛否を聞く所であり、意見をいう所ではありません。」これについても誤解があると思えます。5ページに「事務局提案を前提とした」という文言が、第3回目の審議会の内容に出てきますが、実際は全く違うと考えています。その誤解が5ページに表れています。あと、拡大解釈。言葉が非常に悪いですが、6ページの5行目あたりに拡大解釈が見られます。これも教育委員会と審議会の関係について、相当、実態と違う部分があると思えます。6ページには公文書の文章があり、「誰が、公文書であるこのような答申文を承認したのでしょうか」とありますが、これも実際の審議過程において、各審議会の審議員が、最後には目を通し了承されていますので、ここも誤解を生んでいると考えます。9ページにもいろいろ誤解が見られます。中段に、「通学できないのは、通学できない地域に住む者の責任」と書かれています。我々も一番配慮してきたところなので、この部分については、今までの教育委員会の審議過程を見て頂ければと明らかになると思えます。下段に「適正な学校規模の標準は諮問規程で諮問できない」とありますが、それは形式的な問題であり、当然、文部科学省が言っている標準規定が本市に合うかどうかは、われわれも検討し、それでいいかどうかを諮問しましたので、これについては一方的な考えを言われている気がします。よって、「憲法的違反である、あるいは学問的検証に耐えない、耐えるものでは

ないという”文言が入っていますが、われわれ自身、教育委員会のアンケートも含め、学問をしているわけではありませんが、学問的検証に耐える、耐えないという主観のまじった形で批判をされるということに対して、反論はいくらでもできると思います。それからもう1点、全体を通じてあります。小規模校の配慮に対しては、一番、教育委員会が配慮してきたことであると考えます。あと14ページに、“第3回の審議会で、この計画は決定なのか、そうではないのかという部分で、「決定だ」「反対だ」というような立場ではない”と書かれていますが、これは安全プログラムの連携の話を書かれているのであって、このような一般論で書かれていることは誤解の上です。このあと、会長についても“連携の周知”と言われていきますので、これについても捉え方が一面的で誤解があると思っています。あと18ページには、“答申文は作文である”“子どもや教師の負担が大きくなって行政上の効率を優先する方式が適当であるというような審議はされなかった”とありますが、これは審議会での議論の話であって、それをしないからといって審議会の答申が作文になるということにはならないと考えています。というように、ざっと私の意見や感想を申し上げましたが、全体を通じて、相当、審議会に対する誤解、一面的な捉え方、憲法の問題、学校教育法の問題、そういうところで非常に政治的な手法が多く使われているのではないかと思います。四條畷市教育委員会が市長部局から独立というのは、旧法でも独立していましたが、その他について市長部局に意見を求め共に連携していくことについては、何ら問題ない事であり、それが批判されることには当たらないと思います。私ばかりが全体を通じて意見を言いましたが、他の委員さんも意見がありましたらお願いします。

大村職務代理

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長

はい、大村職務代理どうぞ。

大村職務代理

何ヶ所かに作文という文言がでてきます。第4回の審議委員の委員長さんが副委員長さんとまとめて案を出し、委員さんがそれを了承したと思いますが、委員さんの中から一人でも、これは作文であるという意見があったのでしょうか。

西口教育部次長兼教育
環境整備室長兼課長

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長

はい、西口教育部次長兼教育環境整備室長兼課長どうぞ。

西口教育部次長兼教育
環境整備室長兼課長

一切ございません。

大村職務代理

それでいて、こういう書き方をされて、私が審議委員のメンバーであれば、あまりにも酷い、自分たちが作り上げてきたものが作文でしょう、というような表現をされる請願書というのは、本当に酷いなと思います。何かを作り上げるときに常に反対はあると思います。いろいろところで解釈、先ほどから誤解という言葉が使われていますが、思い込んでしまうということが、非常に怖い事だと思います。子どもたちのためやこれからの四條畷市のこと、全て絡めて、みんなで悪い方向にもっていこうと誰がするのですか、ありえませんか。だから良い方向にみんなで意見を寄せ合って、これからも作り上げていきましょう。変えていけないところが生じれば、またそこで議論されていくと思います。もっと広い眼で全体を見渡すということが本当に必要なのではないかと、この請願書を見せて頂いて強く思っています。私は教育委員のメンバーとして、2ページ目に書かれている、“教育環境整備計画は即日決定された”と書かれているところが、非常に心が痛かったです。何年間も学校統廃合について話し合いがされてきたことは、四條畷の市民は知っていると思います。少子化に伴い人口を増やすこととかいろいろありますが、これだけいろいろな事を話し合ってきたことを、あなたたちは即日決定したのですよ、という表現をされていることに対し、非常に悲しく感じました。もっと広い形で考えていきましょうよ、良い意見を取り上げていきましょうよ、という形で進んでいけばいいのにと、本当に残念だと思っています。

山本委員長

はい、ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

三牧委員

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長

はい、三牧委員どうぞ。

三牧委員

物の捉え方がすごく一面的というか、適正規模で解決できる問題、例えば中学校のクラブや先生方の負担、そのあたりが今回の決定では改善されないのではないか、先生や親の負担がもっと多くなるのではないか、ということが書かれていたり、国道163号線から南は中学校がないので、そこに住む住民がいなくなるのではないかということが何度も出てきています。私は、新しいまちづくりで若い人たちが住みたいという思いで引っ越してこられるのではないかという期待を持っています。一面的な思いからこうなってしまうのではないか、そこばかり強調されている気が読みながらしました。

山本委員長

はい、ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

山本委員長	<p>それでは、今、いろいろと意見が出ましたが、その意見をまとめるということにはならないかもしれませんが、私は、この方法が非常に政治的であり、我々四條畷の教育を良くしようと担っている者と合わない主張であること、先ほどから言っていますが、審議会の捉え方も我々とは違うこと、又、教育委員会の役割について、実際は我々が長い間討議をし、築き上げ、それが畷のこれからの将来を見据えた教育でやってきたことを全て、教育を語らずに、政治的な主張をされているのが見えると考えます。そういうことから、最後に発言がなければお諮りをしたいと思いますが、今までの意見を聞くと、この請願書については不採択としたいと思いますが、ご異議等はございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
山本委員長	<p>異議がないようなので、議案第8号 請願書については不採択とします。</p>
山本委員長	<p>次に、報告第14号 教育振興ビジョンについてを議題とします。</p>
	<p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育総務課長	<p>はい、委員長よろしいですか。</p>
山本委員長	<p>はい、阪本教育総務課長どうぞ。</p>
阪本教育総務課長	<p>報告第14号 教育振興ビジョンについて、四條畷市教育振興ビジョンの改訂について報告させていただきます。先月の定例会において、四條畷市教育振興ビジョン(案)を報告させていただきましたが、今月に開催される総合教育会議にて本ビジョンが教育に関する大綱に位置付けられることが予定されており、市長部局を加え、さらに内容を充実させましたので、ご報告いたします。</p>
	<p>まず、本ビジョンの策定の主旨及び位置付けを掲載しています。1ページをご覧ください。本ビジョンは先程も申し上げた通り、市の教育としての大綱として、位置付けられます。四條畷市の未来を託す子どもたちには、それぞれの夢や希望が叶えられるソフト、ハード両面にわたる環境が不可欠であり、子どもたち自身が確かな一歩を踏み出すために必要な力、いわゆる生きる力を育くむためには、学校における教育だけでなく、子どもたちの育みにとっての家庭そして身近な地域が、具体の取組みに参画する仕組みづくりが重要であるため、市長と教育委員会が協働で四條畷市の教育の振興に関する施策目標を明確化し、実践へとつなげることを主旨としています。</p>

次の2ページでは理念と目標を掲載し、めざす子ども像として知・徳・体の生きる力とし、絆づくりを目標としております。

次の3ページでは、四條畷市の教育として、新たに子ども・子育て支援に向けた環境整備を加え12項目とし、プロジェクトを増やし、内容を整備しました。主な変更点は、読書活動の拡充です。以前は読書活動の推進としていましたが、今回改訂しました。又、支援教育の深化も、以前の推進から改訂しました。追加項目として、子ども・子育て支援に向けた環境整備、プロジェクトの中に教育環境整備計画の推進・教育センターの充実を追加しています。次の4ページから10ページについては、学力の向上について載せています。今年度は平成29年度までの学力3ヶ年計画の第2期で、「なわて★ブルーミング★プラン575」を実施し、5ページからは畷の授業スタンダードの確立を柱の中心とし、6ページのフォローアップ対策、7ページの家庭学習・生活習慣、8ページの小中連携教育の4つを柱として掲げています。9ページの教職員研修の充実では、今までの研修体制を見直し、より効率よく、ニーズにあった研修体制を構築し、教育センター機能を強化し、教職員の育成をめざします。10ページでのICT環境の整備では、平成27年度から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（創生先行型）事業を活用し、各小学校にタブレット機器13台を導入します。11ページから15ページでは豊かな心の育成の中で、学校教育全体を通して、人権教育、道徳教育、郷土愛の醸成に取組み、いじめ防止対策、不登校対策を充実させ、子どもたちの豊かな心を育みます。人権教育の推進では、一人ひとりを大切にする教育をめざし、児童生徒の自己肯定感の醸成をめざします。児童生徒、教職員の人権教育をめざし、地域に根差した人権教育の推進をめざします。次のページのいじめ防止対策では、市と教育委員会と学校が一体となって、いじめ・不登校の未然防止・早期対応に取り組みます。次のページの不登校対策では、不登校ゼロをめざし、組織的かつ具体的な学校支援に取り組み、専門家による相談・支援及び施設の整備を行います。次の道徳教育の推進では、平成30年度からの道徳の時間の教科化を見据え、道徳教育の充実に向けた取組みを行います。次のページの郷土愛の醸成では、郷土学習の推進を掲げ、郷土を愛し、郷土を誇れる子どもたちの育成をめざします。次のページの文化財の保護では、飯盛城跡は国史跡指定を受けるため、今年度から5か年計画で推進事業を実施します。次のページの文化財の活用では、今年度に策定する社会教育施設整備計画に基づいて、文化財愛護基金を活用しながら、文化財の展示スペースの拡張や保存・研究スペースの確保など機能充実を図ります。次のページの子ども・若者の健全育成では、子ども・若者のひきこもり対策として、平成26年度に策定した「四條畷市子ども・若者育成支援行動計画」に基づき、子ども・若者の自立支援システムを構築します。次のページ放課後子ども健全育成では、子ども子育て支援事業計画に基づく、ふれあい教室及び放課後子ども教室の事業を推進していきます。次の青少年の健全育成事業では、関係機関等が連携し、

青少年の指導・育成・保護等に関する総合的対策を青少年問題協議会及び、青少年健全育成推進本部のもと、事業を実施します。また、青少年指導員協議会、PTA協議会及び子ども会育成連絡協議会など、青少年の育成に係る団体の活動を支援します。次の安心安全の確保では、教育環境の整備として、子どもたちが快適に学校生活を送ることができるよう、まちづくり長期計画、分散型エネルギープロジェクトマスタープラン、教育環境整備計画と連携した、効率的、効果的な計画のもと安心安全な教育施設の整備を行います。次の通学路の安全対策では、「四條畷市通学路交通安全プログラム」を策定し、校区の再編に伴い新たに想定される通学路も含めて、通学路の安全確保に向けた取組みを実施します。次に学校給食センターを中心に、災害時の食の提供はもとより、電気供給ができる分散型エネルギーインフラプロジェクトを推進します。次の読書活動の推進では、第2次四條畷子ども読書活動推進計画に基づいて取り組みます。3つのつながり力で学校図書館を活性化します。コンピューターによるネットワーク、市立図書館と学校図書館の本がつながり、司書と学校司書がつながります。次の体力の向上では、学校は全国体力、運動能力、運動習慣等の調査を実施し、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てます。又、地域住民が身近にあるスポーツ資源を活用しつつ、継続的にスポーツに親しむことのできる環境づくりを行います。次の支援教育の深化では、スムーズな就学、進学、個に応じた支援の充実、ユニバーサルデザインによる授業づくり・集団づくりを充実させます。次の就学前教育の充実では、今年度から子ども子育て新制度を見据え、子育て支援のニーズを把握して認定こども園を計画的に整備し、実施します。次の食育の推進では、学校と給食センター、保健センターが連携した食育を推進します。次の食育の推進では、学校給食センターが、安心・安全・美味しいをテーマに、地域と連携した学校給食運営を行い、地域の活性化に繋げていきます。生涯学習の支援は、地域コミュニティの形成として、スポーツ及び文化活動の振興と発展へ、地域の自立的な活動ができるよう支援します。次のスポーツの振興は、地域に根差したスポーツ振興の体制づくりとして、体育振興協議会やスポーツ少年団などのスポーツ団体と協働し、市民の体力づくりや地域が主体となるスポーツ振興の仕組みづくりを構築します。次の文化人の発掘は、優れた文化芸術活動を行う四條畷市にゆかりのある人材を発掘します。次のスポーツ・文化の振興では、体育や文化で活躍された方々を表彰し、体育及び文化活動の振興・発展を促進します。今年度は市制施行第45周年事業として、市史第5巻「考古編」を刊行予定、平成32年度は市制施行第50周年として市史第6巻「民族編」を刊行予定しています。地域人材との協働では生涯学習ボランティア登録制度の推進をし、公民館では、四條畷市立公民館振興計画に基づき、市民主体の教育文化活動の場として、社会を創出し地域の活力を生む場として展開していきます。次の識字施策の推進では、四條畷市識字施策推進指針及び四條畷市識字施策基本計画に基づき、だれもが住みよいまちづく

りをめざします。又、外国人市民や識字を必要とする方々が、地域で安心して暮らすために必要な日本語の「よみ」「かき」「ことば」を習得し、学習成果の発表やさまざまな日本文化の体験、交流の機会を通じて、学習意欲や仲間とともに学習する楽しさなどを伝えます。子ども・子育て支援に向けた環境整備につきましては、子ども政策課長から説明します。

藤岡子ども政策課長

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長

はい、藤岡子ども福祉課長どうぞ。

藤岡子ども政策課長

これから5ページにつきましては、子ども・子育て支援に向けた環境整備は教育委員会との連携事業であることから、ご説明します。子ども・子育て支援に向けた環境整備は、子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から平成31年までの5ヶ年計画）の体系です。この中で4つの目標と7つの施策について、教育委員会と連携を図っていきたいと考えます。次の44ページでは、すべての親と子の育ちと学びを応援する環境の整備として、すべての子育て家庭への支援、子どもの生きる力を育成する教育・保育環境の整備を考えています。具体的な事業としては、すべての子育て家庭への支援として、子育て支援センターを核に家庭に寄り添う「地域子育て支援拠点事業」や、子どもの生きる力を育成する教育・保育環境の整備の具体的な事業は、子ども自らで困難を乗り越える力を育てる「子育て・子育て支援プログラム・ファンフレンズ」や、質の高いおもちゃや絵本との出会いを通じ、親と子どもの絆を育む「子育てポケット」を重点的に実施します。次のページの子どもの権利擁護の推進は、子どもへの権利侵害対策の充実の具体的な事業として、次世代を担う子どもたちの健やかな育ちに向けた基本理念とする「子ども基本条例の制定」や、前向きな子育てを実現する「子育て・子育て支援プログラム・トリプルP」を実施します。障がいのある子どもに対する施策の充実の具体的な重点事業としては、障がい児が集団生活に適應するための専門的な相談を受けていく「保育所等訪問支援事業」や、0歳から18歳までの障がい児の総合的な支援を行う「児童発達支援センターの開設」を考えています。次のページの母と子どもの健康の確保と増進の健診と連携した子育て支援の具体的な事業としては、初めて赤ちゃんを育てるお母さんのための「子育て・子育て支援プログラム・BP（ベイビープログラム）」や、子どもや母親の健康の確保の重点事業として、健康教室などを通じ親子の健康の意識醸成の気づきに役立つ「なわてすこやか子育てチャレンジ」や子どもたちの元気な育ちを大きく前進させる「子ども医療費助成制度の拡充」を考えています。子どもが安心・安全にらせるまちづくりは、すごしやすい保育・教育環境の確保の重点事業として、地域における快適な遊びの空間を実現する「公園の遊具の更新」を実施します。

阪本教育総務課長

次の48ページから56ページにつきましては、教育環境整備計画の推進について、「生きる力を育み文化を育てるまちづくり」をめざし、平成27年度から平成32年度にかけて、児童生徒等の快適な教育環境を提供するために、計画的・効率的な教育施設整備を進めます。今年度からなわての学校づくり、又ソフト面による生きる力の育成、授業力の向上を図っていきたいと思います。53ページの社会教育施設の整備についてです。社会教育施設整備計画は、「まちづくり長期計画」との整合性を図りながら「社会教育施設整備計画」を策定し、資産となる市有財産の有効活用を図り、機能充実に繋がる施設の再配置、再整備を行っていきます。54ページの教育センターの充実、教育研究・人材育成の拠点として教員研修の充実を図り、教員の資質向上に取り組み、また、子どもの貧困対策など、各校の取り組みをもとに市域全体で個別支援システムの定着を図るため、公共施設の集約、複合化（まちづくり長期計画（中期）・福祉と教育の連携強化）による新たな施設設置を目標に各施策を段階的に推進します。55ページの子どもの貧困対策では、本市では貧困を経済的貧困に限定せず、つながりの貧困の視点も含め取り組みます。平成26年度にモデル校を指定しました。平成27年度に基本プランの策定、平成28年度には各小中学校に事業を展開し取り組んでいきます。最後の56ページは、平成27年度現在の本市における小学校・中学校・幼稚園・社会教育施設の所在地と平成32年度（予定）の所在地となっています。以上、教育振興ビジョンの改訂について、ご報告いたします。

山本委員長

はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

（「なし」の声）

山本委員長

ないようですので、報告14号についてはこれで終了とさせていただきます。

山本委員長

次に、報告第15号 平成27年度社会教育事業の主な取組にについてを議題とします。

事務局から本件の内容説明を願います。

杉本地域教育課長

はい、委員長よろしいですか。

山本委員長

はい、杉本地域教育課長どうぞ。

報告第15号 平成27年度社会教育事業の主な取組について、この件は3月の教育定例会で報告させていただきましたが、社会教育委員会が3月31日に開催されましたので、再度、ご報告させていただきます。この平成27年度社会教育事業の主な取組は、四條畷市社会教育基本方針の基本的な取組で掲げられている項目ごとにまとめています。項目は8項目あります。(1) 自ら学ぶ学習環境づくりは、地域教育課として、パソコン講習、おおさかふみんネット、校外学習、識字の推進を実施します。図書館は視覚障がい者への図書館資料の収集と提供等を行います。公民館は、四條畷市にほんご教室を開き、国際結婚や留学生、企業研修・実習生など様々な理由で、「よみ」「かき」「かいわ」ができないことで日常生活に不安を抱えている外国人や日本人を対象に、日本語の習得と文化の学習、学習者同士の情報交換、市民との交流などを支援するためにボランティア講師の協力を得て実施します。(2) 青少年の健全育成の主な取組としては、地域教育課は、放課後子ども教室、ふれあい教室を開催します。平成27年度は、岡部ふれあい教室を1教室増築し定員枠を広げます。また、田原ふれあい教室では余裕教室を活用し、人数の弾力運用を図り待機児童を解消します。ひきこもり対策も実施します。5ページの図書館では、学校・学校図書館の支援の取組みをしています。公民館は、春・夏休みキッズランドを実施します。6ページの生涯スポーツの振興をご覧ください。こちらは地域教育課のみですが、市民体育祭が5月に開催されます。昨年度初めて四條畷市マラソン大会を実施しました。10kmのコースも初めて設置しました。今年度は、その内容の検討と充実に力を注いでいきます。(4) 文化・芸術の振興です。地域教育課として、飯盛城跡国史跡指定に向けての推進をしております。飯盛城跡に関しては、「四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例」による専門委員会を設置し、大東市と連携して調査・研究を実施します。市史編さん事業は、平成27年度は、市制施行45周年記念として12月に「考古編」を刊行し、「民族編」については、市制施行50周年の刊行に向けて、調査・研究を行なっていきます。公民館では、公民館フェスティバル、ラストサマーコンサートを実施します。10ページの(5) 社会教育団体への支援では、地域教育課として補助金の支出や情報の提供を行い、各関係団体のサポートを行っております。(6) 社会教育資源の市民への情報提供は、地域教育課として、生涯学習ボランティアの制度「畷手と手をつなぎ隊」の情報提供を行い、図書館は広報・PRを行います。公民館も広報・PRを行います。(7) 社会教育施設の充実では、地域教育課として、社会教育委員会会議の開催、社会教育施設整備計画の策定を行います。図書館は図書館協議会の開催、夏季休業期間中の月曜開館を行います。小中学校の夏季休業期間中の月曜日(6日間)を開館して、調べものや読書のために来館する子どもの図書館利用と、知識や教養の向上を目的として休暇を有効活用する大人の利用を促進します。公民館は公民館運営審議会を開催します。(8) 人材育成では、地域教育課として体育・文化奨励賞表彰式を行い、図書館ではボランティア等との連携・協力を行います。平成27年度社会教育事業の主な取組としまして、社会教育基本法で掲げている8項目で分けた事業をおこなっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

山本委員長	はい、ありがとうございます。先程の教育ビジョンでもありましたが、日本語教室はどのくらいの規模で開催されていますか。
安部教育部上席主幹 兼公民館館長兼主任 山本委員長	はい、委員長よろしいですか。 はい、安部教育部上席主幹兼公民館館長兼主任どうぞ。
安部教育部上席主幹 兼公民館館長兼主任	平成9年から開催し、講師の登録者は65名です。今、現在活躍している講師は25名、そのうち3名がキッズ教室です。日本語教室とキッズ教室は毎週木曜日の10時30分から12時、金曜日の18時30分から20時までです。週2回の開催です。学習者は今までに37か国、480名でした。平成26年度は19か国、127名です。その内、幼児から中学生までは18名です。
山本委員長	はい、ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。 〔「なし」の声〕
山本委員長	ないようですので、報告14号についてはこれで終了とさせていただきます。
芝田学校教育課長	・教育長の学校訪問について
山本委員長	教育長さんから、お話を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。 〔教育長 お話〕
山本委員長	はい、ありがとうございます。
阪本教育総務課長	はい、委員長よろしいですか。
山本委員長	はい、阪本教育総務課長どうぞ。
阪本教育総務課長	これより、人事に関わる案件の審議をお願いいたします。つきましては、秘密会としていただけないでしょうか。
山本委員長	今、事務局から人事に関わる審議の依頼がありましたので、四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項に該当するとして、秘密会としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

山本委員長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは異議なしと認め、四條畷市教育委員会会議規則第9条第1項にある出席委員の3分の2以上の議決がありましたので、この案件については秘密会にしたいと思います。</p> <p><秘密会></p>
山本委員長	<p>ただいまから、会議を公開いたします。</p>
山本委員長	<p>以上で、本日本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年5月27日

四條畷市教育委員会委員長 山本 博資

同 委員 田伏 義孝